

諮問第 193 号
環地温発第 060904002 号
環地保発第 060904001 号
平成 18 年 9 月 4 日

中央環境審議会
会長 鈴木基之殿

環境大臣
小池百合子

地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用と
その海洋環境への影響防止の在り方について（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 41 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

地表環境の大部分を占める海洋環境の保全は、地球環境保全にとって極めて重要であり、海洋汚染を生じさせる恐れのある活動については、厳格に管理することが求められる。

国際的には、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約」（いわゆる「ロンドン条約」）により、廃棄物の海洋投入処分等の規制が行われており、我が国としても、同条約を締結し、所要の制度を整備し、海洋投入処分等の適切な管理を行ってきた。さらに、平成 8 年（1996 年）には、廃棄物の海洋投入処分等の規制をさらに強化することを内容とする議定書（96 年議定書）が採択されたため、平成 16 年に所要の法制度を整備し、同議定書の締結準備を進めているところである。

今般、地球温暖化対策施策の一つである二酸化炭素地中貯留についての認識が高まり、96 年議定書に定める投棄可能な廃棄物として、海底下地層に貯留される二酸化炭素を追加することを内容とする議定書改正案が提案された。同改正案は本年 10 月の議定書締約国会議において検討される予定であり、改正案が採択されれば、我が国としても、海洋環境保全を確保する観点から、その締結に向けた準備を進める必要がある。

このため、96 年議定書の改正を踏まえて、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。

ロンドン条約 96 年議定書概要

1996 年 11 月、ロンドン条約の規制内容を更に強化することを目的として、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」(以下「96 年議定書」と呼ぶ。) が採択された。

この議定書はロンドン条約締約国 15 カ国を含む 26 カ国以上の批准または加入の後、30 日目に発効することとなっており、本年 3 月 24 日に発効している。(主な加盟国：オーストラリア、フランス、ドイツ、イギリス、ノルウェー)

目 的；現行条約と実質的に同じ。

議定書の概要；海洋投棄および洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること(附属書 I)、海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること(附属書 II)を明確化(図 1 参照)。また、附属書 II の実行ガイダンスとして、別途、一般 WAG (一般的な評価ガイドライン) 及び品目 WAG (個別品目毎の評価ガイドライン) が定められている。

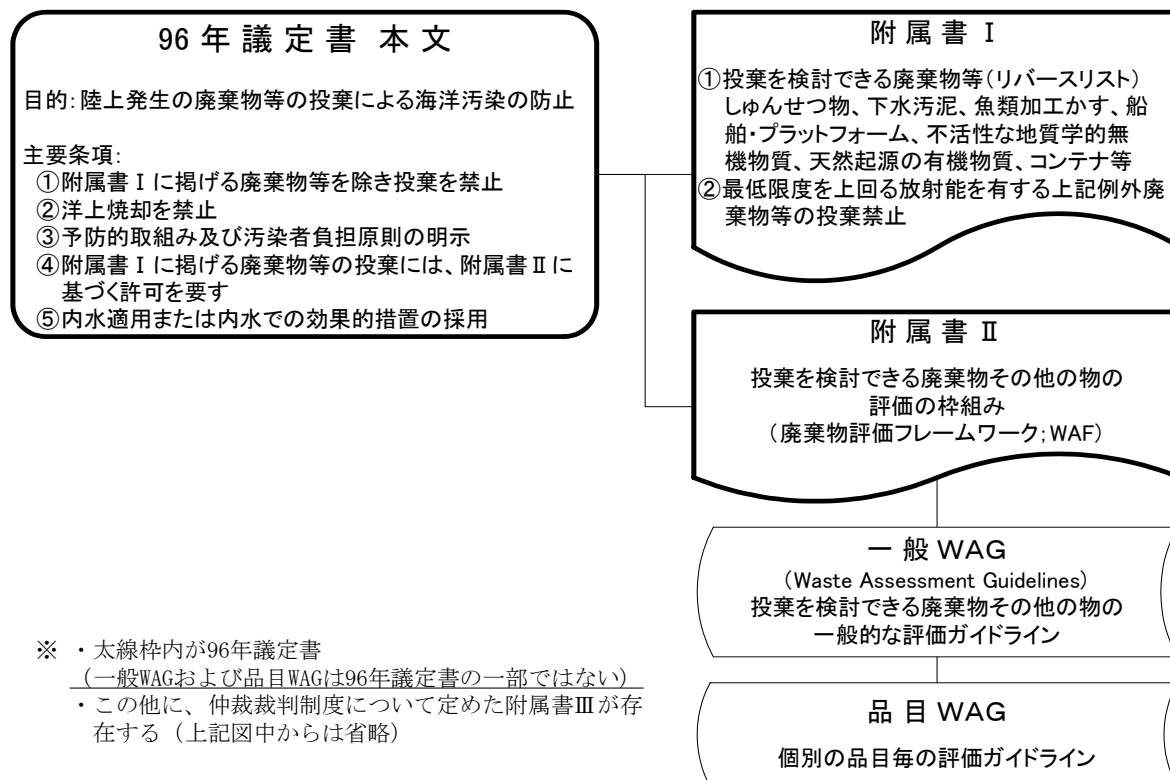


図 1 96 年議定書の概要

現行 96 年議定書附属書 I に掲げられた「海洋投棄を検討できる廃棄物」

96 年議定書附属書 I
海洋投棄を検討することができる廃棄物その他の物
1. しゅんせつ物
2. 下水汚泥
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物
5. 不活性な無機性の地質学的物質
6. 天然に由来する有機物質
7. 海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域（小島等）で発生する鉄、 コンテナ等から構成される物質

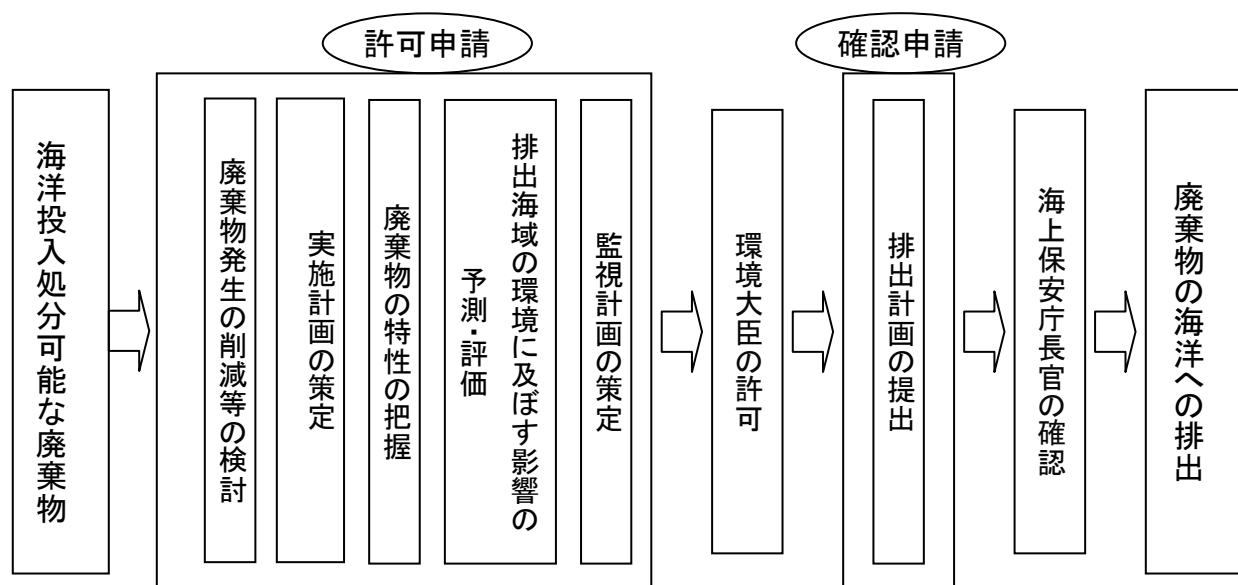
(参考4)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律平成16年改正の概要

1. 海洋投入処分許可制度の創設

- 陸上で発生した廃棄物を海洋投入処分する場合には、その処分の実施計画について環境大臣の許可を受けることを義務付ける。
- 海洋投入処分の前には、その処分の排出計画について海上保安庁長官の確認を受けることを義務付ける。

<許可・確認の流れ>



2. 公布日及び施行期日

- 公布 平成16年5月19日
- 施行 平成19年4月1日

※海洋投入処分の許可申請の受付は、平成18年10月1日開始

(案)

中央環境審議会地球環境部会への二酸化炭素海底下
地層貯留に関する専門委員会の設置について

平成18年9月 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。)第9条第1項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として「二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会」を置く。
- 2 二酸化炭素海底下地層貯留専門委員会は、「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書」の締結に向けた、地球温暖化対策としての二酸化炭素海底下地層貯留の利用とその海洋環境への影響防止の在り方に関する調査・検討を行う。
- 3 二酸化炭素海底下地層貯留に関する専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。